南風原町地球温暖化防止実行計画

平成 25 年 2 月（改定）

南 風 原 町

＜ 目 次 ＞

第１章　地球温暖化問題の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（１）地球温暖化問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（２）増加する温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（３）地球温暖化がもたらす様々な影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（４）地球温暖化防止に関する国際的状況とわが国の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第２章　実行計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（１）地球温暖化防止実行計画策定の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）実行計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（３）実行計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（４）実行計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第３章　温室効果ガスの排出状況及び削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（１）基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（２）施設別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（３）温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標の検討と措置の目標・・・・・・・・・・・・16
第４章　計画達成のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（１）財やサービスの購入・使用に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（２）建築物の建築、管理等に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（３）その他の事務・事業に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第５章　実行計画の推進と点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（１）計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（２）情報提供、啓発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（３）点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（４）進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（５）推進担当者及び職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第１章　地球温暖化問題の背景

（１）地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなど、熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私達の生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

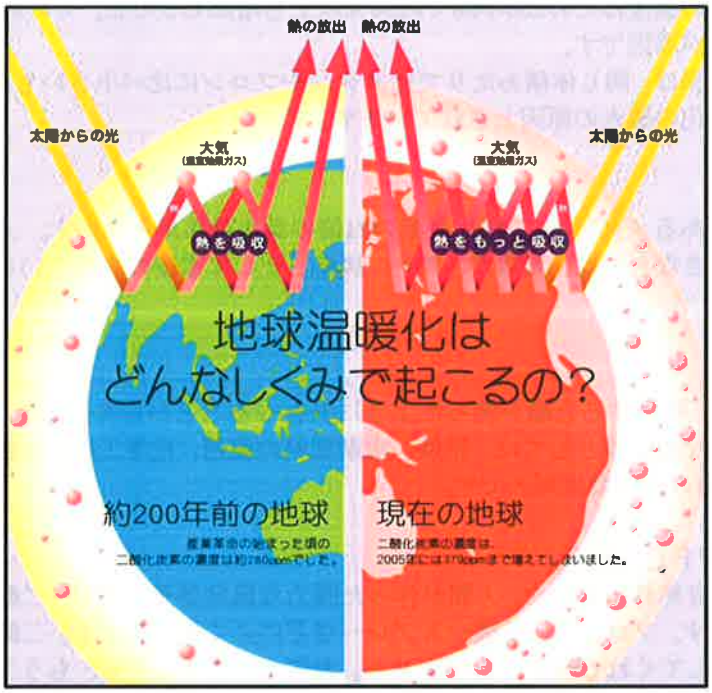

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（http://www.jccca.org/）より

地球の表面には窒素や酸素などの大気が取り巻いています。地球に届いた太陽光は地表での反射や輻射熱として最終的に宇宙に放出されますが、大気が存在するので、急激な気温の変化が緩和されています。

とりわけ大気中の二酸化炭素は0.03%とわずかですが、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を摂氏15度程度に保つことに大きな役割を果たしています。こうした気体は温室効果ガスと呼ばれています。

18世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は200年前と比べ約35%増加しました。これからも人類が同じような活動を続ければ、21世紀末には二酸化炭素濃度は現在の2倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。予測によると2100 年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少ない場合には1.8度上昇し、最も多い場合には4.0度上昇するとされています。

温室効果ガスには、二酸化炭素のほかメタンやフロンなどがありますが、とりわけ、フロンなどの人工の化学物質は二酸化炭素より温室効果が強く、わずかな量でもその影響が心配されています。地球の温暖化は二酸化炭素やフロンなどが原因であり、これは人為的な活動に起因することは、ほぼ疑いの余地はありません。

（2）増加する温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスは大気中に微量に存在しており、地球の平均気温は約15 ℃に保たれていますが、仮にこのガスがないと－18℃になってしまいます。1998 年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄が温室効果ガスとして定められました。

二酸化炭素の濃度は、1750 年（産業革命以前）の280ppm から2005年は379ppmへと35％も増加しており、地球史上過去2万年で最大の増加率とされています。

① 二酸化炭素CO_2

大気中の二酸化炭素の濃度はこの250年間で約30％以上も増加しました。その約3/4は、人間が「化石燃料」を使っていることが原因です。

二酸化炭素の温室効果は、同じ体積あたりではメタンやフロンに比べ小さいものの、排出量が莫大であることから、地球温暖化の最大の原因とされています。

② メタンCH_4

天然ガスの主成分であるメタンは、二酸化炭素の21倍の温室効果があります。メタンを大気中へ大量に排出する原因として大きなものは、天然ガス井戸、炭鉱、そして家畜の内臓にいるバクテリアによる腸内発酵があります。

③ 一酸化二窒素N_2O

窒素酸化物の一種で、吸入すると顔が笑ったように引きつることから笑気ガスとも呼ばれます。大気中にわずかに含まれ、主な発生源としては、燃焼、窒素肥料の使用、化学工業（硝酸などの製造）などがあり、二酸化炭素の310倍の温室効果ガスです。

④ フロン類ＨＦＣ、ＰＦＣ、SF_6

フロンは、もともと自然界にはなく、人間が作った強力な温室効果ガスで、二酸化炭素の数千から数万倍の温室効果を持ちます。フロンは、冷媒やスプレーなどによく使われます。二酸化炭素は森林が吸収しますが、フロンを吸収してくれる物質はありません。大気中に排出したら、もう二度と集めることはできないのです。

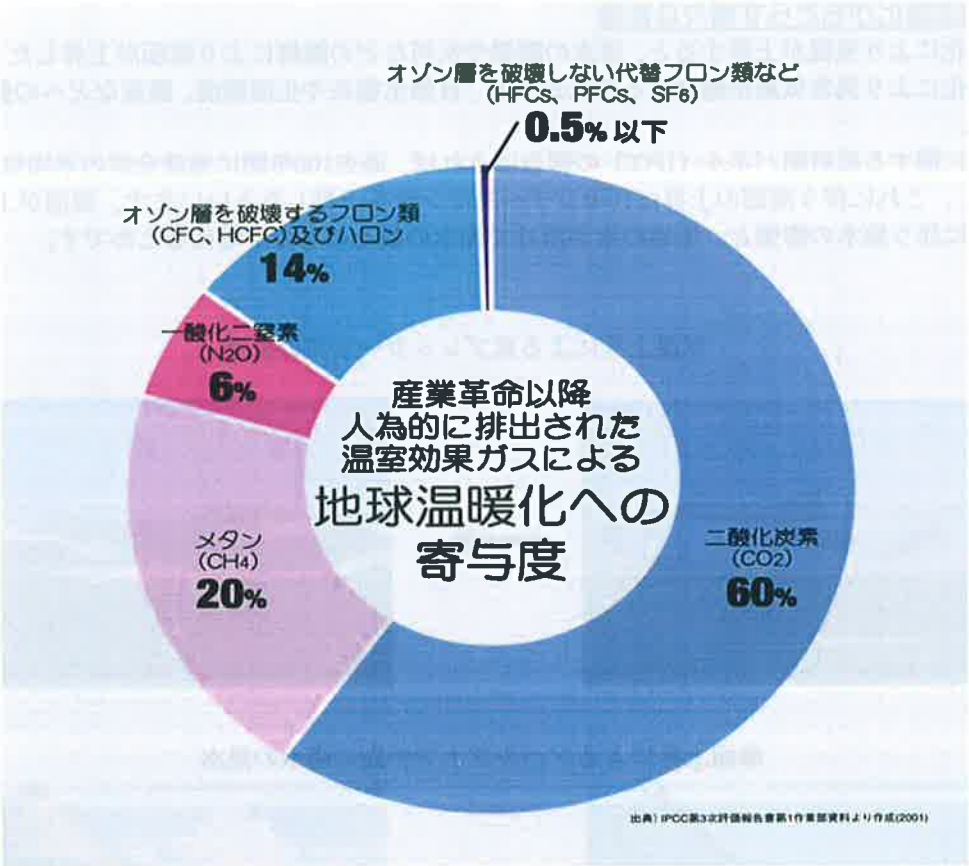

出典：IPCC 第三次評価報告書　第１作業部会報告書　2001

（3）地球温暖化がもたらす様々な影響

地球温暖化により気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によれば、過去100年間に地球全体の平均気温は0.3度～0.6度上昇し、これに伴う海面の上昇は10センチ～35センチも上昇したといいます。海面が上昇するのは気温の上昇に伴う海水の膨張と、極地の氷が溶けて海水の量そのものが増えるためです。

気温上昇による東ブレッガー氷河の後退

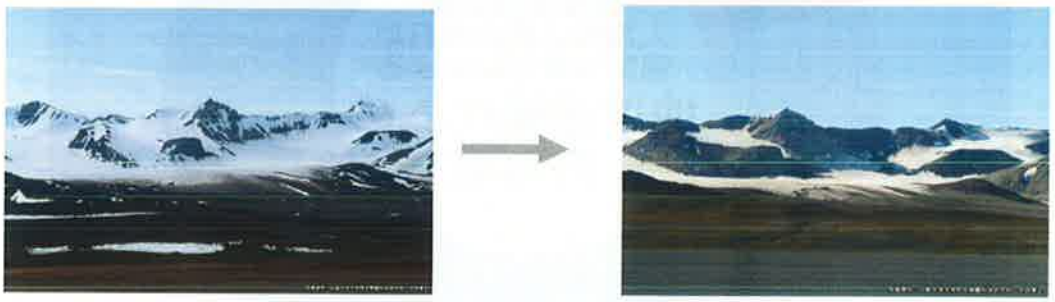

海面上昇によるツバルフナフチ島の海水の浸水

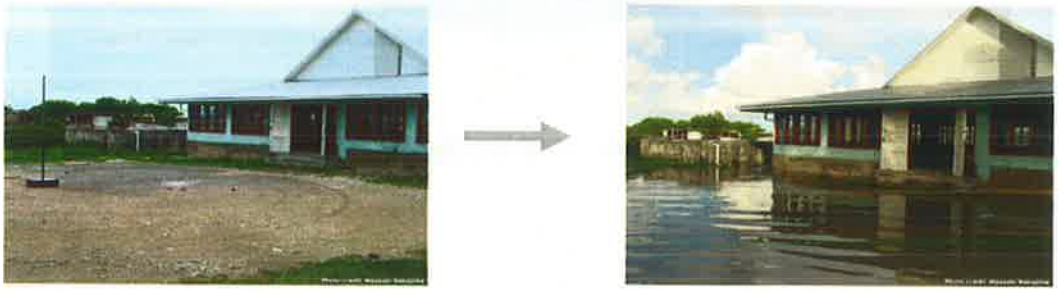

水温上昇による沖縄県慶良間列島阿嘉島周辺のサンゴ礁の白化現象

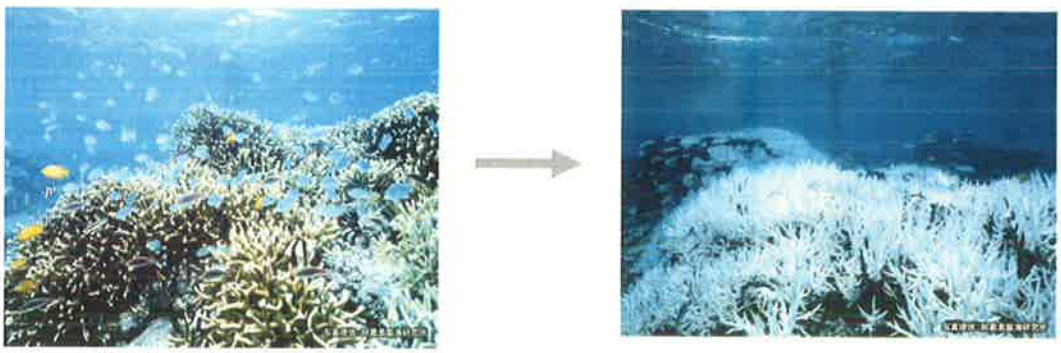

表 1-1 地球温暖化が進行すると、様々な影響

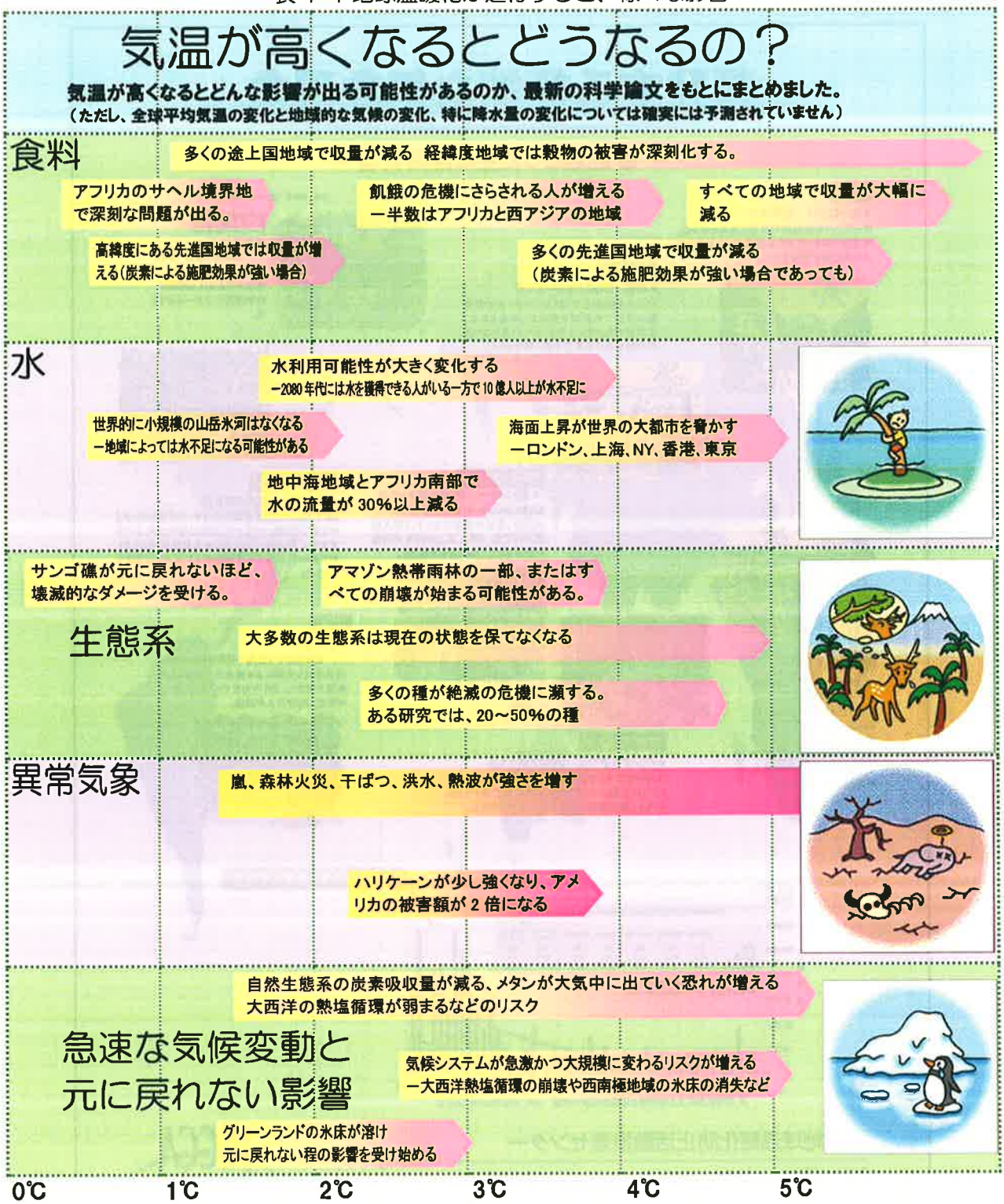

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト（http://www.jccca.org/）より

頻発する極端な気象現象

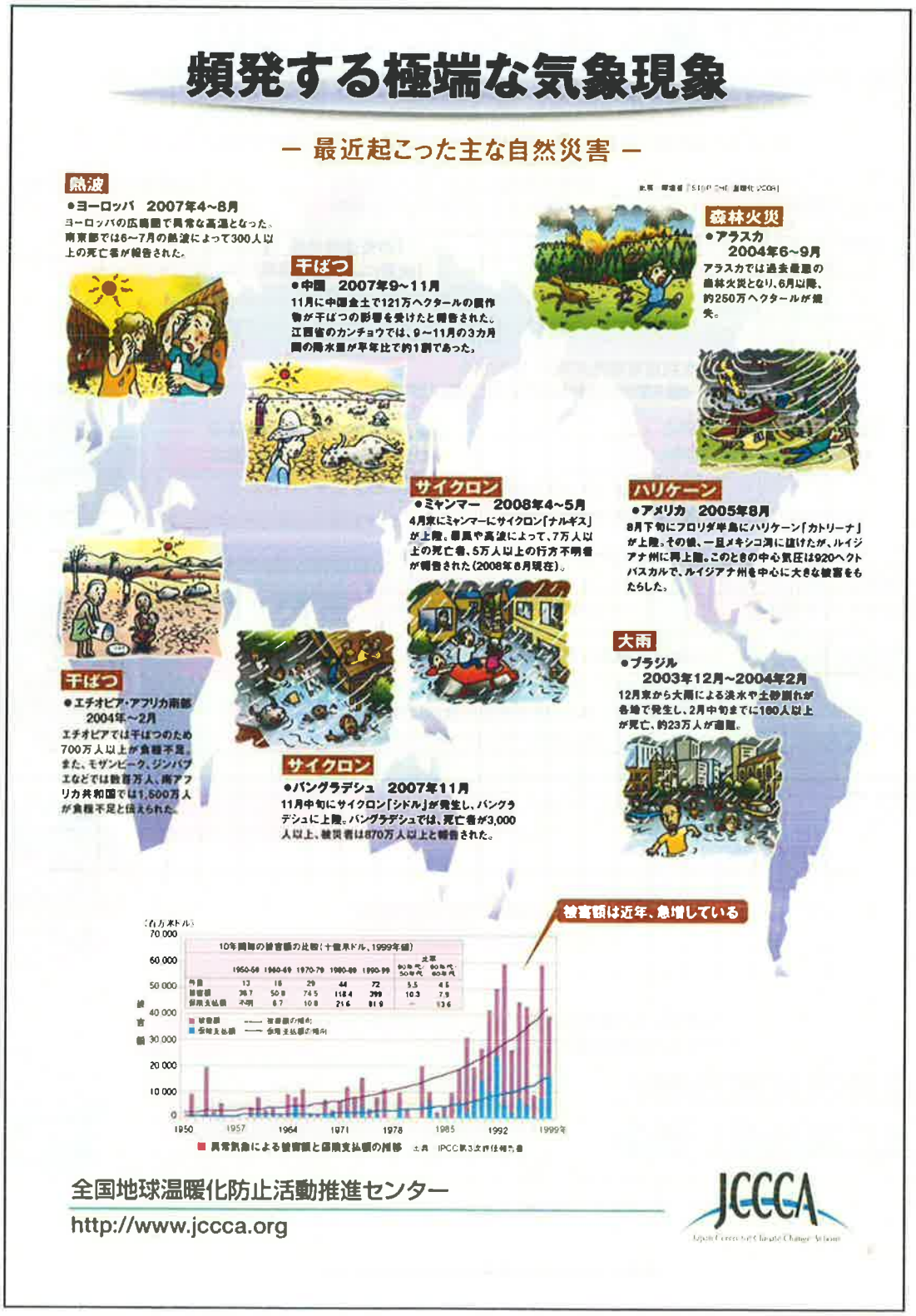

出典：環境省「地球温暖化パネル」

（4）地球温暖化防止に関する国際的状況とわが国の現状

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン(COP1)から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。（最終改正：平成20年6月13日法律第67号）この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

2013年以降の温室効果ガス排出削減枠組みに関する国際交渉について、2007年（平成19年）12月にインドネシアのバリ島で開催された(COP13)において、バリ行動計画が採択され、2013年以降の行動の内容について、すべての締約国が参加して2009年の(COP15)までに合意を得ることが決まりました。

洞爺湖サミットでは、G8は、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標をUNFCCC のすべての締約国と共有し、採択することを求めることで合意しました。

中期目標では、G8はすべての先進国間で排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施することで合意しました。

そして2009年7月に開催されたG8イタリア・サミットで世界全体の排出量を2050年までに少なくとも半減することを再確認するとともに、この一部として先進国全体で80%以上削減することや、気温上昇を2℃以下に抑えるべきとの科学的知見への認識について、G8間で合意が得られました。その後、わが国としては、　2009年9月にニューヨーク国連本部で開催された国連気候変動首脳級会合において、鳩山内閣総理大臣より、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした上で、わが国の中期目標として、地球温暖化を止めるための科学が要求する水準に基づくものとして、2020年までに1990年比25%削減を目指すものとする演説を行いました。また、2009年（平成21年）11月に日米両国首脳の間で発表された「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」において、2050年までに自国の排出量を80%削減することを目指すとともに、同年までに世界全体の排出量を半減するとの目標を支持することを両国で合意しました。

わが国としては、京都議定書第一約束期間後の温室効果ガス削減について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を目指し、野心的な目標を率先して掲げるとともに、「鳩山イニシアティブ」による途上国支援により、COP15に向けた国際的な気運の醸成に貢献しました。

平成21年12月7日から19日までデンマークのコペンハーゲンにおいて開催された(COP15)、(CMP5)(京都議定書第5回締約国会合）等の交渉では、「コペンハーゲン合意」（Copenhagen Accord）が取りまとめられ翌日の全体会合で「条約締約国会議（COP）としてコペンハーゲン合意に留意する」ことが決定されました。

第２章　実行計画の基本的な考え方

（１）地球温暖化防止実行計画策定の主旨

今日の環境問題における大きな課題のひとつの地球温暖化問題は、人間活動に伴って大量に排出される二酸化炭素やメタンガスなどの温室効果ガスの影響で、人類の存在に影響を与える深刻な環境問題です。

主な原因となっている二酸化炭素は、日常の事業活動や社会生活から発生しています。この問題を解決していくために、化石燃料に依存した大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造から、省資源、省エネルギー等による循環を基本とした持続可能な社会へ転換していくことが求められています。

我が国では、1997年（平成9年）に地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択され、温室効果ガスの総排出量を「2008年（平成20年）から2012年（平成24年）」の第1約束期間に6％削減するとの目標が定められました。

地方公共団体においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、温暖化対策の取り組みを定めた「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」（実行計画）の策定と実施状況の公表が義務づけられました。

よって、本町では、地球温暖化対策をより一層推進していくため、町自らの事務・事業に係る地球温暖化防止に関する取り組みについて、法律で必要とされる用件を盛り込んだ「南風原町地球温暖化防止実行計画」を策定し、地球環境を共有の財産として将来にわたって引き継いでいくために、環境と共生するまちの創造をめざします。

～京都議定書の概要～

先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定。

<数値目標>

対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ＨＦＣ，ＰＥＣ，SF_6

基準年度：1990 年（平成２年）

吸 収 源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入

目標期限：各国毎の目標→日本６％、米国７％（未締結）、ＥＵ８％など先進国全体でも少なくとも 5.2％削減を目指す。

～地球温暖化対策の推進に関する法律～

1. 第二十条の三　都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2.地方公共団体実行計画は次に掲げる事項について定めるものとする。
一　計画準備
二　地方公共団体実行計画の目標
三　実施しようとする措置の内容
四　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3.都道府県及び市町村は、毎年１回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。

（2）実行計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。南風原町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

（3）実行計画の期間

本実行計画の期間は、平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度までの 5 年間とする。ただし、本実行計画の達成状況、社会情勢、国の施策の動向を踏まえ必要に応じ、計画の見直しを行う。

なお、本実行計画の目標設定の基準年は平成 21 年度とする。

（4）実行計画の範囲

① 対象物質

本実行計画の排出量削減の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 種類とする。ただし、温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は、二酸化炭素の 1 種類とする。

二酸化炭素以外の温室効果ガスを排出量把握の対象から除外する理由は、以下のとおりである。まず、メタン、一酸化二窒素及び、ハイドロフルオロカーボンは、排出量がわずかであり、南風原町の事務・事業における温室効果ガスに占める割合がわずかであることが想定されること。

以上のような理由により、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 5 種類については、排出量把握の対象から除外することとした。

表 2-1　実行計画の対象とする温室効果ガスとその性質など

温室効果ガスの種類	日本の排出量内訳	性　質	用途・排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO_2）	94.9%	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など	1
メタン（CH_4）	1.8%	天然ガスの主成分で、常温で気体。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	21
一酸化二窒素（N_2O）	1.9%	窒素酸化物の中で最も安定した物質 他の窒素酸化物のような害はない	燃料の燃焼、工業プロセスなど	310
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	0.6%	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン 強力な温室効果ガス	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、半導体洗浄、建築物の断熱材など	140 ～ 11,700
パーフルオロカーボン（PFCs）	0.5%	炭素とふっ素だけからなるフロン 強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど	6,500 ～ 9,200
六ふっ化硫黄（SF_6）	0.3%	硫黄とふっ素だけからなるフロン 強力な温室効果ガス	電気の絶縁体など	23,900

② 対象範囲

本実行計画の対象とする部局、施設等は表 2-2 の通りである。

この計画の対象となる事務・事業の範囲は、町が実施する全ての事務や事業とする。ただし、他者に委託等をして行う事務や事業（公共工事のように民間に委託して行う事業や、町有施設の管理運営を民間等に委託して行うもの）を除く。この場合においては、温室効果ガスの排出抑制等の取り組みが可能なものについては、受託者等に対して、排出抑制のための取り組みを行うよう要請する。

表 2-2　実行計画対象の部局

本庁舎	議会事務局、総務部、民生部、経済建設部、教育部
保育所・児童館	宮平保育所、北丘児童館、兼城児童館、津嘉山児童館、本部児童館
小中学校・幼稚園	南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校 南風原中学校、南星中学校、南風原幼稚園、津嘉山幼稚園、北丘幼稚園、翔南幼稚園
学校給食調理場	
公園	神里ふれあい公園、本部公園、宮城公園、花・水・緑の大回廊公園、黄金森公園、兼城児童公園
文化センター	
ちむぐくる館	
中央公民館	
山川体育センター	
神里地区汚水処理施設	

京都議定書目標達成計画の策定

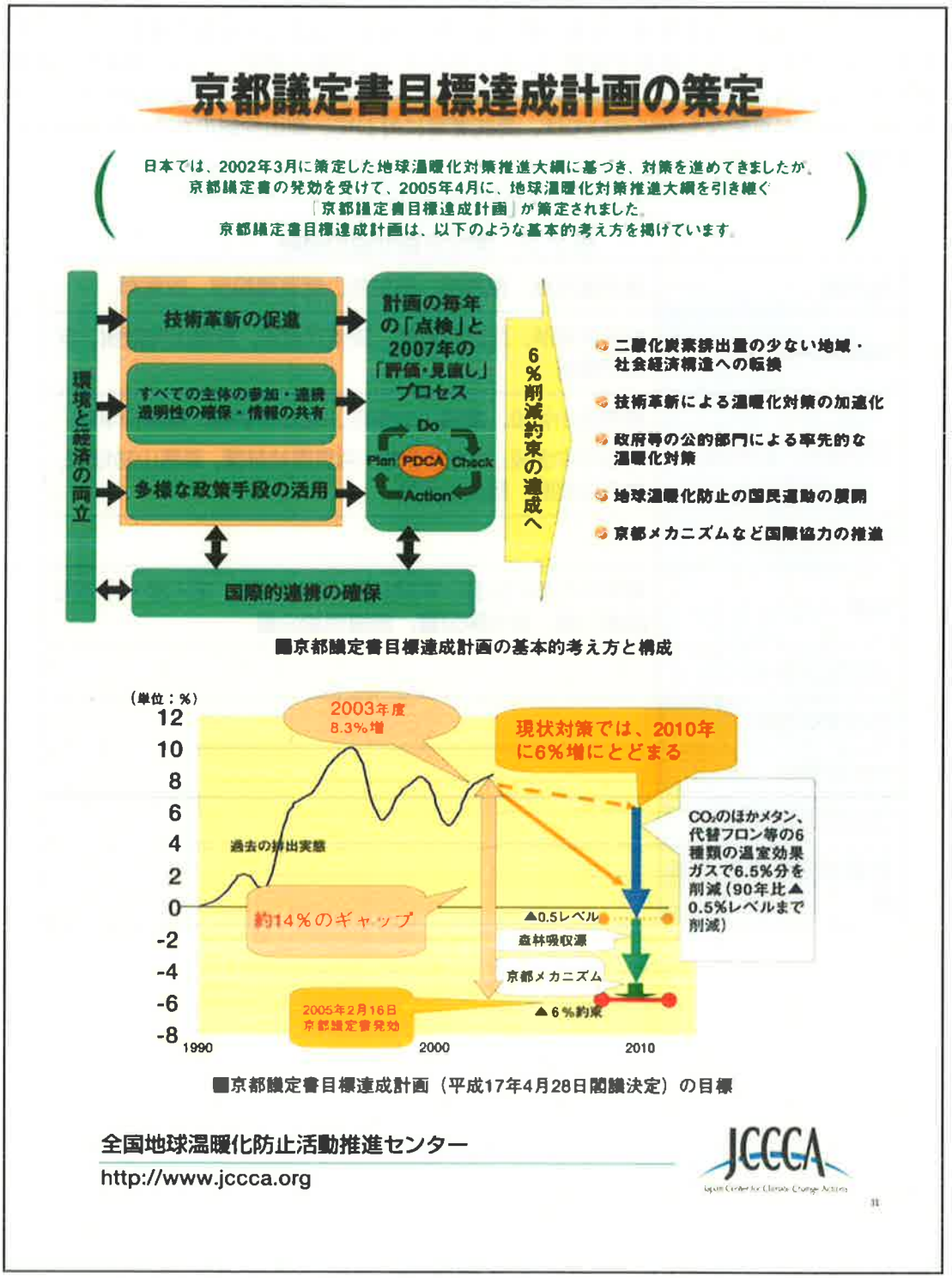

出典：環境省「地球温暖化パネル」

第３章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

（１）基準年度の温室効果ガス排出量

南風原町における平成 21 年度の温室効果ガス排出量は表 3-1 に示すとおりである。

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出割合は、排出要因別では、電気の使用を要因とする割合が最も高く 90%となっている。但し、水の使用量は温室効果ガス排出量とは関係ない。

表３-1　南風原町の温室効果（二酸化炭素）ガス排出量（平成２１年度）

温室効果ガスの種類	排出要因	活動量（使用量）	二酸化炭素換算排出量（kg-CO_2）	構成比
二酸化炭素（CO_2）	燃料の使用	-	297,460	10 %
	ガソリン	25,240 L	58,557	1.8 %
	灯油	1,942 L	4,836	0.2 %
	軽油	6,857 L	17,966	0.6 %
	A重油	56,800 L	153,928	5.0 %
	LPガス	20,725 kg	62,174	2.0 %
	電気の使用	2,968,083 kWh	2,807,807	90 %
	水の使用量	55,665 m3	-	-
	合　計	-	3,105,266	100 %

※ 表記数値については四捨五入した数値であり、合計値が一致しないことがある。

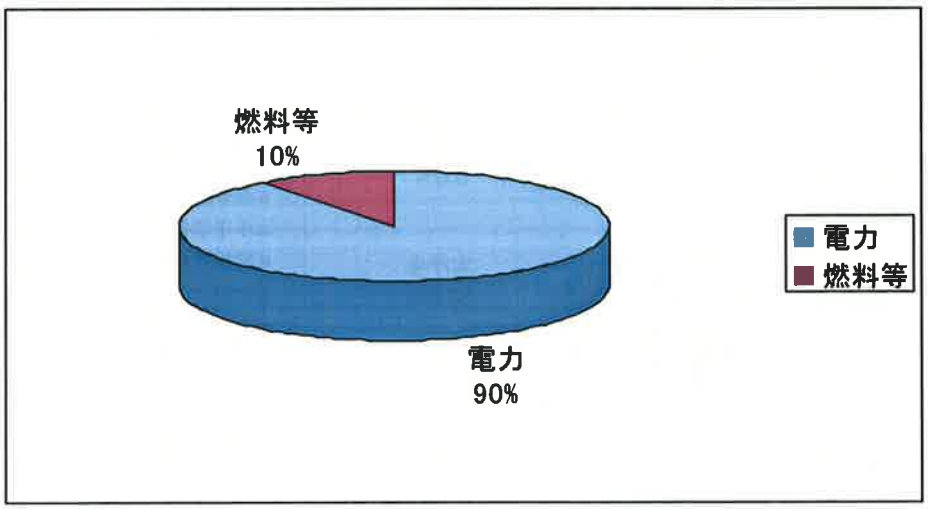

図３-１　排出量要因別二酸化炭素ガス排出量

（2）施設別の排出状況

施設別のエネルギー消費量は表 3-2 に示し、南風原町の平成 21 年度施設別二酸化炭素排出量表 3-3 を示した。

施設別二酸化炭素排出量は小中学校・幼稚園が 45.0%、本庁舎が 25.6%と大部分を占めていた。施設の規模と大人数が活動している事が大きな要因と考えられる。

表 3-2　南風原町の平成 21 年度　施設別エネルギー消費量

項目		単位	本庁舎	保育所・児童館	小中学校・幼稚園	学校給食共同調理場	公園	文化センター	ちむぐくる館	中央公民館	山川体育センター	神里地区汚水処理場	合計
燃料	ガソリン	L	22,785	224	1,039	475	0	717	－	0	0	0	25,240
	灯油	L	0	1,942	0	0	0	0	－	0	0	0	1,942
	軽油	L	551	0	1,965	746	0	499	－	3,079	0	18	6,857
	A重油	L	0	0	0	56,800	0	0	－	0	0	0	56,800
	LPガス	m3	0	384	8,235	916	115	50	－	663	0	0	10,362
		kg	0	767	16,471	1,831	230	100	－	1,326	0	0	20,725
電力		kwh	781,379	73,378	1,417,084	97,823	164,720	111,636	－	148,834	10,321	162,908	2,968,083
水		m3	1,889	2,702	34,054	11,639	3,543	170	－	1,160	255	253	55,665

※ちむぐくる館は平成 22 年度に開館

表記数値については四捨五入した数値であり、合計値が一致しないことがある。

表 3-3　南風原町の平成 21 年度　施設別二酸化炭素排出量

項目		単位	本庁舎	保育所・児童館	小中学校・幼稚園	学校給食共同調理場	公園	文化センター	ちむぐくる館	中央公民館	山川体育センター	神里地区汚水処理場	合計
燃料	ガソリン	Kg-CO2	52,861	520	2,410	1,102	0	1,663	－	0	0	0	58,557
	灯油	Kg-CO2	0	4,836	0	0	0	0	－	0	0	0	4,836
	軽油	Kg-CO2	1,443	0	5,147	1,955	0	1,306	－	8,068	0	47	17,966
	A重油	Kg-CO2	0	0	0	153,928	0	0	－	0	0	0	153,928
	LPガス	Kg-CO2	0	2,301	49,412	5,493	690	300	－	3,978	0	0	62,174
燃料計		Kg-CO2	54,304	7,656	56,969	162,478	690	3,270	－	12,046	0	47	297,460
電力		Kg-CO2	739,185	69,416	1,340,561	92,541	155,825	105,608	－	140,797	9,764	154,111	2,807,807
合計		Kg-CO2	793,489	77,072	1,397,530	255,019	156,515	108,877	－	152,843	9,764	154,158	3,105,266
構成比		%	25.6	2.5	45.0	8.2	5.0	3.5	－	4.9	0.3	5.0	100.0

※ちむぐくる館は平成 22 年度に開館

表記数値については四捨五入した数値であり、合計値が一致しないことがある。

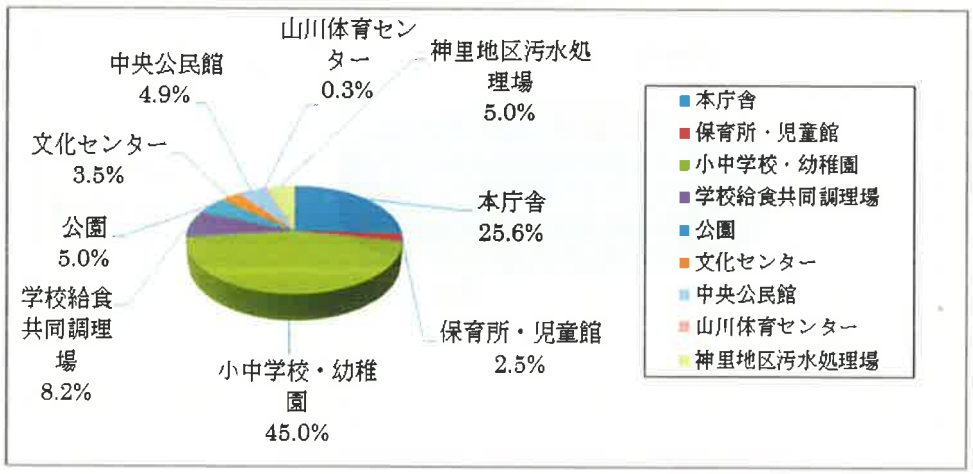

図 3-2 施設別二酸化炭素排出量

（3）温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標の検討と措置の目標

南風原町の行政事務及び公共事業による温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を、平成27年度までに平成21年度比で6%削減する。(防犯灯は安全上必要な施設であり、本実行計画の対象としてはそぐわないことから除外する。)

＜温室効果ガス排出量の削減目標＞

平成23年度から平成２７年度までに、平成21年度実績値に対し、6%の削減を目標とする。

平成21年度 温室効果ガス排出量 （二酸化炭素）	6%削減 →	平成27年度 温室効果ガス排出量 （二酸化炭素）
3105トン-CO_2 （3,105,266 kg-CO_2）		2918トン-CO_2 （2,918,950 kg-CO_2）

また、個別の削減目標等は以下の通りとする。

① 電気使用量の削減（平成21年度比で6%削減）
② 燃料使用量の削減（平成21年度比で6%削減）

なお、南風原町の事務・事業による直接的な温室効果ガスの排出量の増減には寄与しないが、間接的に温室効果ガスを削減することが期待できる「 環境物品調達率の向上」、「上水使用量の削減」、「 紙類使用量の削減」、「 廃棄物排出量の削減」への取り組みについて、積極的に推進する。

第４章　計画達成のための取組

（１）財やサービスの購入・使用に関する取り組み

１）物品の使用・購入にあたっての取り組み

①公用車の導入は、低公害車、低燃費車等を優先的に行う

②省エネに配慮したＯＡ機器・電化製品を導入する

③事務用品はできるだけ長期使用を行う

④購入物品は、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング商品等環境に配慮した商品を積極的に購入する

⑤グリーン購入法基本方針に基づいた、環境負荷軽減に資する製品を購入する。

２）電気、燃料等の使用にあたっての取り組み

①昼食時、残業時には使用していない照明・パソコン等の電源を切る（窓口部署等の必要箇所を除く）

②照明の点灯は執務に必要な範囲に限る

③照明器具を定期的に清掃する

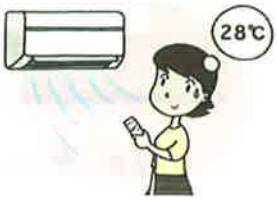

④エアコンは推奨温度等を参考に適温に設定する

⑤エアコンの使用期間・時間を制限する

⑥エアコンのフィルター等を定期的にメンテナンスする

⑦使用しない電気機器のプラグを抜く

⑧公用車の利用は必要最小限にとどめる

⑨公用車ではエコドライブを行う（法定速度遵守、急発進・急加速をしない、不要な荷物は積載しないなど）

⑩公用車の空気圧等を適正に維持する

⑪公用車での移動時には相乗りに努める

⑫私物の電化製品の持ち込み・使用を禁止する

⑬ノー残業デーを促進する

⑭デマンド監視システムを導入する

⑮事務の効率化を図り、残業を削減する

⑯クールビズ・ウォームビズの推進を図る

⑰給湯の時間を定め、効率的に湯沸かしを行う

⑱パソコン・コピー機等の省電力モードを活用する

⑲事務用品等の購入にあたっては数量の適正化に努める

⑳ミスコピーを防ぐため、使用後に設定をリセットする

㉑扇風機やヒーター、冷蔵庫等の使用を規制する

㉒給湯設備がある施設は、電気ポットから魔法瓶への利用を促進する

３）水道の使用にあたっての取り組み

①節水コマ等を活用し、節水を行う

②雨水・地下水・中水を利用する

③トイレ清掃や洗車等にはバケツと雑巾を利用する

４）用紙使用にあたっての取り組み

①コピー・印刷等には再生紙を使用する

②両面印刷・コピー、1/2 印刷（2 ページ分を 1 ページに印刷）等を利用する

③文書の電子化（電子決済・電子メール活用等）を推進する

④シュレッダーを必要最小限にとどめ、再利用を推進する

⑤FAX 用紙は裏紙を使用する

⑥ペーパーレス FAX の利用を推進する

５）廃棄にあたっての取り組み

①マイ箸・マイカップを使用する

②マイバッグを利用する

③廃棄物の分別・減量化・資源化の徹底と周知を図る（古紙のリサイクルなど）

④生ごみについては、分別を徹底し堆肥・飼料化としての資源化を推進する

⑤使い捨て製品の購入を控える

⑥物品等の納入時に不要な包装を控えるように要請する

（２）建築物の建築、管理等に関する取り組み

１）建築物の建築にあたっての取り組み

①公共施設への太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの導入を行う（補助金等も活用）

②耐久性の高い材料・工法を採用する

③風通しの良い建築様式の導入に努める

２）建築物の管理にあたっての取り組み

①施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置を施す

②屋上や壁面の緑化を推進する

③蛍光灯の反射板の清掃や取り替えを行う

④設置されている蛍光灯の適正本数の検討を行う

⑤LED ライトの導入を検討する

３）建築物の修理・解体にあたっての取り組み

①建設副産物のリサイクル推進し、公共工事の発注にあたっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品の使用に努めます。

（３）その他の事務・事業に関する取り組み

１）公共事業にあたっての取り組み

①公共施設への太陽光発電等の自然エネルギーシステムの導入を行う（再掲）

②公共施設の周辺に植栽を施す

③公共事業の発注に際し、契約事項に地球温暖化防止に関する条項を入れる

④公共事業における樹木の伐採を低減するよう計画する

⑤森林整備や緑化推進活動の積極的な推進

⑥公共施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置を施す（再掲）

⑦小中学校の体育館や運動場における照明施設の LED ライト導入を積極的に促進する（再掲）

⑧学校等におけるフィフティ・フィフティ制度を検討する。

２）環境保全に関する意識向上にあたっての取り組み

①職員１人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える

②美化活動等に積極的に参加する

③自転車・徒歩通勤を奨励する

④毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより、意識啓発に努める（本計画担当課）

私たちができることーうちエコアクション①ー

私たちができること
ーうちエコ！アクション①ー

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量

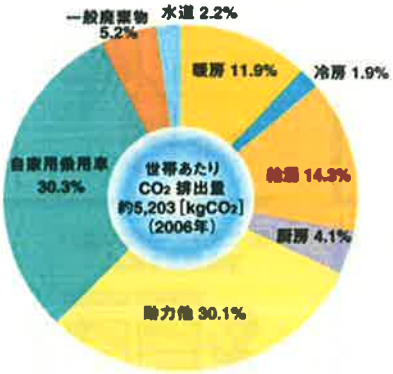

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2006年度）」
（2008.7.9発表）

お風呂／トイレで

シャワーの利用時間を1日1分短くする	74g
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	7g
入浴は間隔をあけずに行う	86g
使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める	15g

キッチンで

炊飯器の保温をやめる	37g
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する	5g
冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない	18g
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	19g

リビングで

テレビを見ないときは消す	13g
1日1時間パソコンの利用を減らす（デスクトップ型パソコン）	13g
主電源をこまめに切って待機電力を節約	65g
夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。	83g
冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。	96g

※数字は1人1日あたりのCO_2削減量
出典：チーム・マイナス6%（環境省）HP
めざせ！1人1日1kgCO_2削減「私のチャレンジ宣言」より

全国地球温暖化防止活動推進センター
http://www.jccca.org

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

出典：環境省「地球温暖化パネル」

私たちができることーうちエコアクション②ー

私たちができること
ーうちエコ！アクション②ー

ものを買うときは、必要なものを必要な量だけ、が原則ですが、
購入するときには出来るだけ環境によいものを選びましょう。

① 買い物袋を持ち歩く。

② 包装の少ないものを選ぶ。

③ 洗剤などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。

④ 電球が切れた場合には、電球形蛍光ランプに取り替える。

⑤ 繰り返し使えるリターナブル瓶を使う。

⑥ エネルギー効率の良い家電製品を選ぶ。

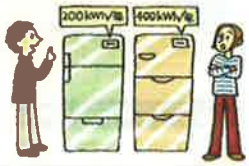

⑦ 燃費の良い車を選ぶ。

⑧ リサイクル商品を購入する。

⑨ 買い物には、鉄道や自転車を利用したり、歩いて行く。

環境に配慮した製品についているマークを参考に、グリーン購入を心がけましょう。

エコマーク
「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた文具などの商品につけられています。

省エネ性マーク
省エネ基準を満たしたエアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ストーブ、ガス瞬間湯器、ガス温水器、石油温水機器、電気便座、変圧器、電子計算機、磁気ディスク装置についている。緑色のラベルは省エネ基準達成率100%以上の製品。

国際エネルギースターマーク
待機時消費電力に関する基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなどのOA機器についている。

グリーンマーク
トイレットペーパー、コピー用紙、ノートなど古紙を規定の割合以上利用した製品についている。

統一省エネラベル
エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベリング制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

全国地球温暖化防止活動推進センター
http://www.jccca.org

JCCCA
Japan Center for Climate Change Action

出典：環境省「地球温暖化パネル」

私たちができることーエコドライブをしようー

私たちができること
ーエコドライブをしよう！ー

やさしい発進を心がけましょう
ふんわりアクセル『eスタート』

**最初の5秒で
時速20キロが目安**

車は発進する時に多くの燃料を消費します。
普通の発進より少し緩やかに発進するだけで燃費が10%程度改善します。
やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。
時間に余裕を持ってゆったりした気分で運転しましょう。

**この他にもできることを
やってみよう**

●加速度の少ない運転をしよう
車間距離は余裕をもって交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。

●道路交通情報を活用しよう
出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェック。

●駐車場所に注意しよう
渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

●アイドリングストップは5秒以上！
エンジンを始動するときに必要な燃料はアイドリング約5秒分。5秒以上のアイドリングストップをすれば省エネになります。

参考：(財)省エネルギーセンター ホームページ

＜例えばこれだけ省エネ・家計の節約が出来ます＞

●2,000ccオートマチック使用車、年間の走行距離10,000km、燃費11.5km/ℓの場合
●ガソリン価格111円/ℓとして計算
●ガソリンの二酸化炭素排出係数2.3kg・CO_2/ℓとして計算

出典：(財)省エネルギーセンター

全国地球温暖化防止活動推進センター
http://www.jccca.org

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

出典：環境省「地球温暖化パネル」

私たちができること－自然を感じる家へ

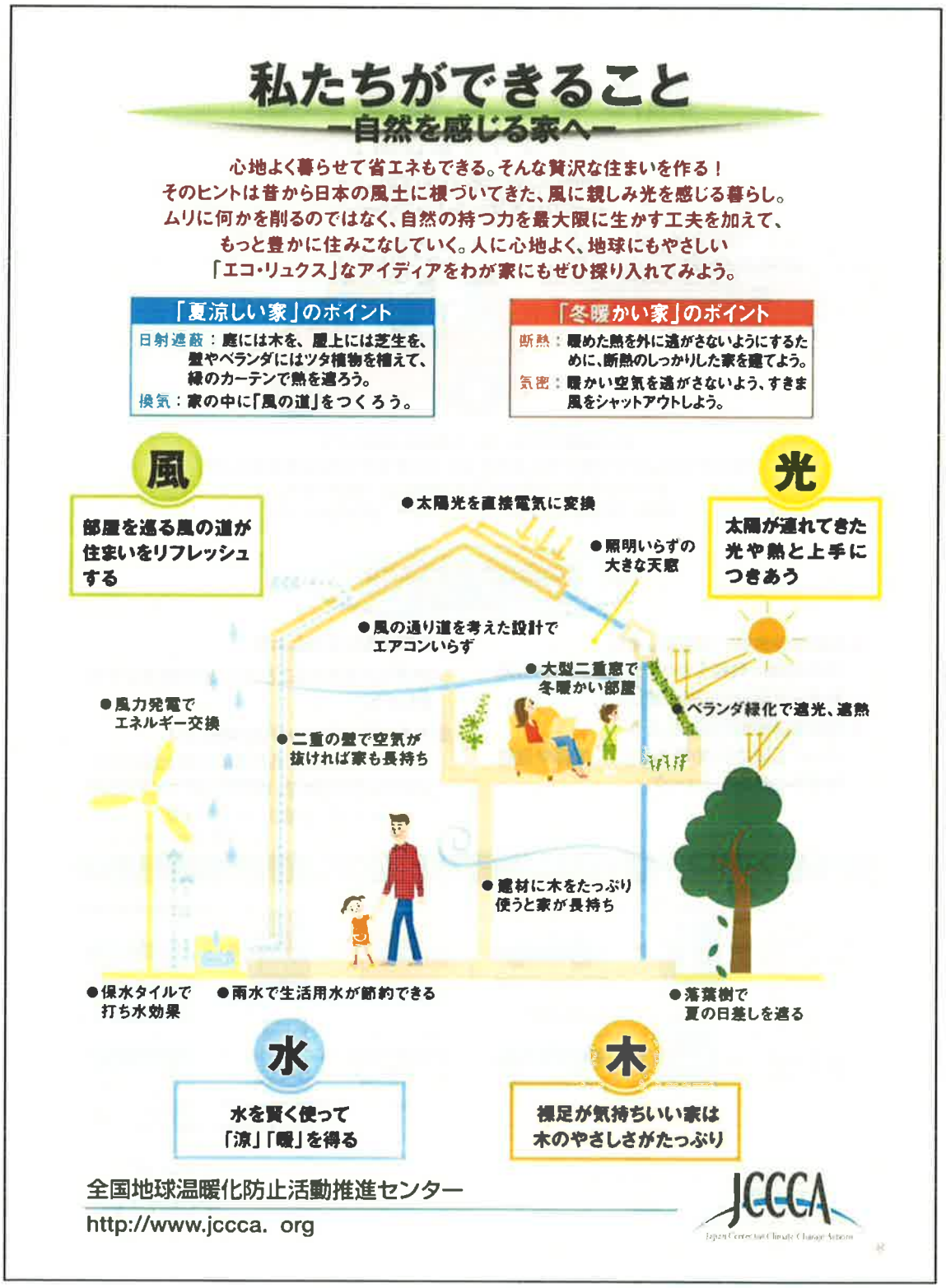

出典：環境省「地球温暖化パネル」

第５章　実行計画の推進と点検・評価

（１）計画の推進体制

本計画の進行管理及び見直しを行う事務局を住民環境課に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行う。

また、各課に推進担当者を１名以上置き、事務局への温室効果ガス排出量等に関する報告を行うとともに、各課での温室効果ガス削減への取り組みの普及に努める。

「推進委員会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

①推進委員会

副町長を委員長、総務部長を副委員長とし、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

②推進担当者

各課及び各出先機関に１名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

③事務局

事務局を住民環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

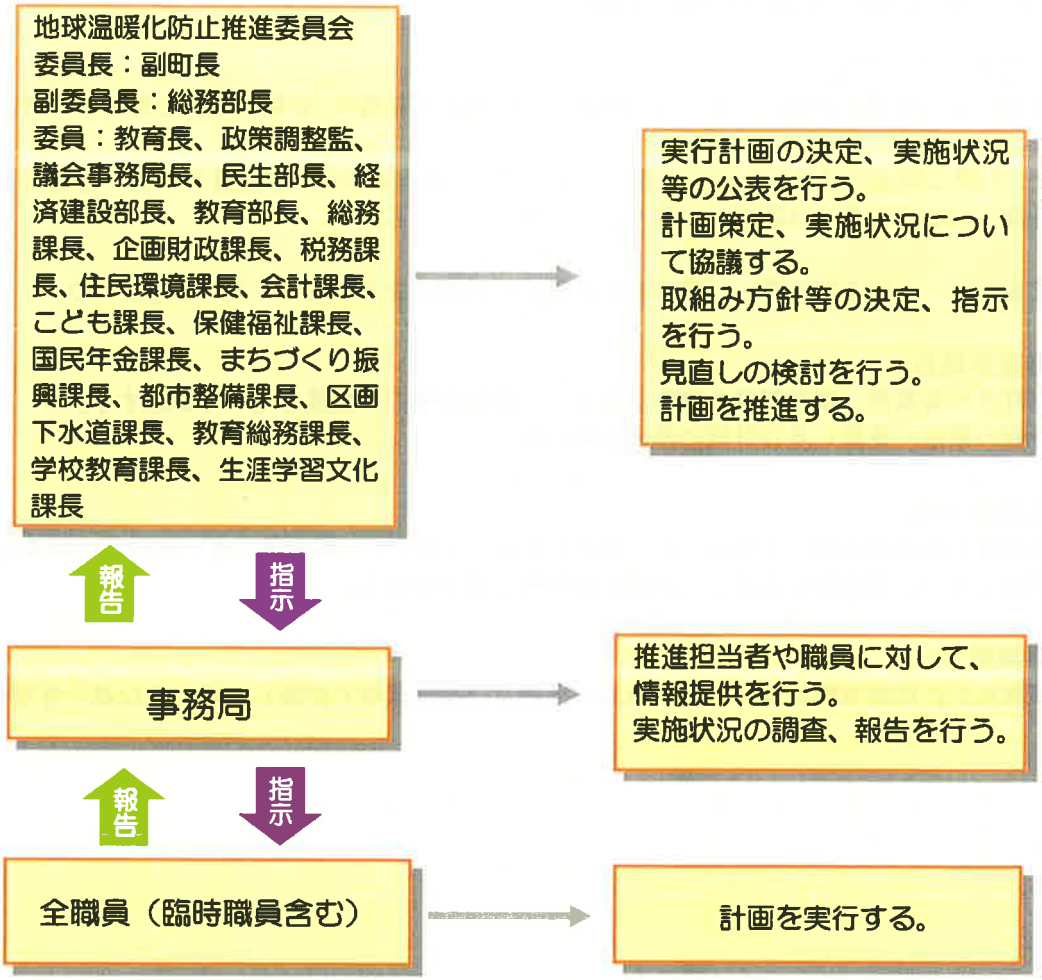

図 5-1　実行計画の推進体制フロー図

（2）情報提供、啓発等

事務局は、職員に対し地球温暖化防止に関する意識の向上を図るため、各種情報提供、啓発活動、説明会開催等を行う。

また、各課の推進担当者は、課内職員に対する意識啓発に努める。

（3）点検・評価

事務局は、各課の推進担当者を通し、計画の進捗状況を年に 1 回以上取りまとめを行い、町長へ報告する。温室効果ガスの排出量や取り組み状況等の結果を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行う。

（4）進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検・評価結果、温室効果ガスの排出量について、年に 1 回以上広報紙等や HP 等により公表・周知し、目標の達成に努める。

（5）推進担当者及び職員

推進担当者は、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を推進委員会に報告を行うものとする。

また、職員は、推進担当者への協力を行うと共に、実施計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取組みを行う。

南風原町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価を図るため、PDCA サイクル（計画-実行-点検-見直し）を構築し継続的に改善を行う。

温室効果ガスの算定方法について

例１：燃料の使用に伴う二酸化炭素（CO_2）の排出量の算定

二酸化炭素（CO_2）排出量の算定式（地球温暖化対策推進法施行令第３条第１号イ）

CO_2排出量 ＝ 燃料使用量 × 燃料の発熱量 × 炭素排出係数 × 44/12
（kg-CO_2） （リットル等） （MJ/リットル等） （kg-C/MJ） （kg-CO_2/kg-C）

地球温暖化対策推進法施行令 別表第一（抜粋）

番号	燃料種類	単位	単位量当り発熱量	発熱量当り炭素排出量
二	ガソリン	リットル	34.6 MJ/リットル	0.0183 kg-C/MJ
四	灯油	リットル	36.7 MJ/リットル	0.0185 kg-C/MJ
五	軽油	リットル	38.2 MJ/リットル	0.0187 kg-C/MJ
六	A重油	リットル	39.1 MJ/リットル	0.0189 kg-C/MJ
八	液化石油ガス（ＬＰＧ）	キログラム	50.2 MJ/キログラム	0.0163 kg-C/MJ

① ガソリン

CO_2排出量 ＝ 25,240 [L] × 34.6 [MJ/L] × 0.0183 [kg-C/MJ]
× 44/12 [kg-CO_2/kg-C]
≒ 58,557[kg-CO_2]

（注）上記の式中では“リットル”を“L”と表記しています。
環境省が提供する「温室効果ガス総排出量の算定支援システム」においては、算定の途中段階で四捨五入を行っていることから、算定結果が異なることがあります。

② 液化石油ガス（ＬＰＧ）

液化石油ガス（いわゆるＬＰガス）については、使用量の単位は“m^3”となっていることが多いですが、法令上の単位は“kg”となっています。このようなことから、m^3 → kg への単位変換が必要となります。（ＬＰガスの 1kg 当たりの体積は 0.5m^3 であることから、0.5[m^3/kg]で燃料使用量等を割ることにより単位変換を行うことができます。）

CO_2排出量 ＝ 10,362 [m^3] ÷ 0.5[m^3/kg] × 50.2 [MJ/kg] × 0.0163 [kg-C/MJ]
× 44/12 [kg-CO_2/kg-C]
≒ 62,174[kg-CO_2]

（注）上記の式中では“キログラム”を“kg”と表記しています。
環境省が提供する「温室効果ガス総排出量の算定支援システム」においては、算定の途中段階で四捨五入を行っていることから、算定結果が異なることがあります。

例２：電気の使用に伴う二酸化炭素（CO_2）の排出量の算定

二酸化炭素（CO_2）排出量の算定式（地球温暖化対策推進法施行令第３条第１号ロ）
CO_2 排出量 ＝ 供給された電気量 × 二酸化炭素排出係数 （kg-CO_2） （キロワット時） （kg-CO_2/キロワット時）

CO_2 排出量 ＝ 2,968,083 [kWh] × 0.946 [kg-CO_2/kWh]

≒ 2,807,807 [kg-CO_2]

（注）上記の式中では“キロワット時”を“kWh”と表記しています。

◆◆ 地球温暖化に関する用語集 ◆◆

（注意）この用語集は、主に『全国地球温暖化防止活動推進センター（以下、JCCCA という。）』ウェブサイト（http://www.jccca.org/）の「温暖化用語集」及び『平成 20 年版 環境・循環型社会白書（以下、白書という。）』の「語句説明」に基づき作成しているものであり、町としての公式見解を示したものではない。なお、用語説明の後の（　）は、その出典を示す。

あ

アイドリング・ストップ（あいどりんぐすとっぷ）

自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。（JCCCA）

アジェンダ 21（あじぇんだにじゅういち）

1992 年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を 138 項目にわたり規程している。（JCCCA）

う

ウォーム・ビズ（うぉーむ・びず）

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、暖かい食事を摂る、などがその工夫例。（白書）

え

永久凍土（えいきゅうとうど）

ロシアやカナダにある夏季にも融けることのない凍土。凍土の下には温室効果ガスの一つである大量のメタンが貯蔵されており、温暖化により大気への放出が懸念される。（JCCCA）

液化天然ガス（えきかてんねんがす）

メタンを主成分とする天然ガスを加圧し液化したもの。同じ熱量を出す石炭と比べ、二酸化炭素の排出量は約半分であるため、温暖化対策の一つとして液化天然ガスへの燃料転換が注目をあびている。略号は LNG。（JCCCA）

エル・ニーニョ（える・にーにょ）

太平洋東部赤道域の海水表層部水温が平均値より異常に高くなる現象。南アメリカの太平洋沿岸諸国や熱帯地域のアジア太平洋諸国に異常気象をもたらすとともに、同地域の漁獲にも大きな影

響を与える。逆に、太平洋東部赤道域の海水表層部水温が平均値より異常に低くなる現象をラ・ニーニャと呼ぶ。（JCCCA）

お

オゾン層（おぞんそう）

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。（JCCCA）

温室効果（おんしつこうか）

地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。（JCCCA）

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF_6が削減対象の温室効果ガスと定められた。（JCCCA）

か

海面上昇（かいめんじょうしょう）

地球温暖化による影響の一つ。地球温暖化により、主に海水温が上がり海水が膨張し、また、地球の両極の氷が融けることにより海面が上昇する現象。海抜の低い島嶼諸国での冠水被害や砂浜の流出などが危惧されている。（JCCCA）

化石燃料（かせきねんりょう）

石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。（JCCCA）

環境家計簿（かんきょうかけいぼ）

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。（JCCCA）

環境税（かんきょうぜい）

環境に負荷を与える活動や製品に課税することにより、環境負荷を減らそうとする政策手段の一つ。規制的手法に比べ、より経済合理的である点が優れている。（JCCCA）

環境マネジメント（かんきょうまねじめんと）

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。（白書）

環境ラベル（かんきょうらべる）

環境ラベリングともいう。製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、1）「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2）事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3）ライフサイクルアセスメント（LCA）を基準に製品の環境情報を定期的に表示するもの等がある。（白書）

き

気候変動（きこうへんどう）

全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。（JCCCA）

気候変動に関する政府間パネル（きこうへんどうにかんするせいふかんぱねる）

UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。ほぼ5～6年おきに世界中の約1,000人の科学者・専門家が参加・検討して「評価報告書」をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供している。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書をまとめ、2007年に第4次評価報告書が発表された。（JCCCA）

気候変動枠組条約（きこうへんどうわくぐみじょうやく）

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1994年3月発効。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室

効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。（JCCCA）

キャップ・アンド・トレード方式（きゃっぷ・あんど・とれーどほうしき）

排出量取引において、排出枠が設定されている主体間で、排出枠の一部の移転（または獲得）を認める制度のこと。（JCCCA）

共同実施（きょうどうじっし）

先進締約国同士が、自国の数値目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして獲得する仕組み。（JCCCA）

京都議定書（きょうとぎていしょ）

1997 年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008 年～2012 年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）を約束した。（JCCCA）

京都議定書締約国会議（きょうとぎていしょていやくこくかいぎ）

略称 COP/MOP（コップモップ）。気候変動枠組み条約の締約国会議（COP）が京都議定書の締約国会合として機能している。京都議定書の締約国ではないが、気候変動枠組み条約の締約国（たとえばアメリカなど）は、オブザーバーとして参加することができる。

COP：Conference of the Parties to the Convention

MOP：Meeting of Parties to the Protocol （JCCCA）

京都メカニズム（きょうとめかにずむ）

京都議定書に規定される排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの 3 つの柔軟性措置のこと。（JCCCA）

＜

クリーン開発メカニズム（くりーんかいはつめかにずむ）

先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の一つ。略号は CDM。（JCCCA）

グリーン購入（ぐりーんこうにゅう）

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品

や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。（JCCCA）

クールアース 50（くーるあーす 50）

平成 19 年 5 月 24 日、安倍内閣総理大臣（当時）により、地球温暖化問題について提案された①「世界全体の排出量を現状に比して 2050 年までに半減する」、②「2013 年以降の温暖化対策の国際的な枠組みの構築に向けた 3 原則の提唱」及び③「我が国として京都議定書の目標達成を確実にするため、国民運動を展開するという取組」の 3 つの柱からなる戦略。①の柱については、更にその実現に向けての「革新的技術」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期ビジョンを提唱している。また、②の柱に係る 3 原則として、「主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること」、「各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること」及び「省エネなどの技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること」が提唱されている。（白書）

クール・ビズ（くーる・びず）

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。（白書）

こ

国連環境開発会議（こくれんかんきょうかいはつかいぎ）

正式名称は“環境と開発に関する国際連合会議”。1992 年、国際連合の主催により、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された。（JCCCA）

コジェネレーション（こじぇねれーしょん）

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コジェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。（JCCCA）

さ

サマータイム（さまーたいむ）

昼間の長い季節、たとえば 4 月から 10 月に時計の時刻を早め、夕方の明るい時間帯を有効に活用する制度。電力消費の減少などにより、二酸化炭素の排出削減効果が期待される。（JCCCA）

し

自然エネルギー（しぜんえねるぎー）

経済協力開発機構（OECD）の定義によれば、通常、地熱、太陽光、太陽熱、風力、波力、潮力、バイオマスおよび廃棄物の燃焼から得られるエネルギーのこと。再生可能なエネルギーおよび廃棄物利用によるリサイクルエネルギーから構成される。（JCCCA）

す

スターン・レビュー（すたーん・れびゅー）

英国政府が、2005 年 7 月の主要国首脳会議を受け、ニコラス・スターン元世界銀行上級副総裁（現在は英国政府気候変動・開発における経済担当政府特別顧問）に作成を依頼した、気候変動問題の経済影響に関する報告書。2006 年 10 月に公表された。（JCCCA）

せ

生態系（せいたいけい）

生物と、生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムを生態系と呼ぶ。（説明文は、特定の資料によらず、各種情報に基づいた）

た

代替フロン（だいたいふろん）

オゾン層破壊力の大きい特定フロン（CFC（クロロフルオロカーボン）類）に替わり生産されているフロン類。当初は CFC に替わりオゾン層破壊力が弱い代替フロン HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）類が広く使用されてきたが、HCFC は漸次生産中止の方向にあり、現在はオゾン層を破壊しない第二世代の代替フロン HFC（ハイドロフルオロカーボン）類が使用されるようになった。しかし、代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く、HFC 類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。（JCCCA）

ち

地球温暖化係数（ちきゅうおんだんかけいすう）

二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100 年間の GWP で比較して、メタンは二酸化炭素の約 21 倍、一酸化二窒素は約 310 倍、フロン類は百数十～一万数千倍となる。略号は GWP（Global Warming Potential）。（JCCCA）

地球温暖化対策の推進に関する法律（ちきゅうおんだんかたいさくのすいしんにかんするほうりつ）

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を

算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。（白書）

チーム・マイナス 6%（ちーむ・まいなす 6 ぱーせんと）

京都議定書による我が国の温室効果ガス 6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、平成 17 年 4 月から政府が推進している国民運動。（白書）

と

特定フロン（とくていふろん）

クロロフルオロカーボン（CFC）類を指し、オゾン破壊能力が特に強い物質。1995 年に生産が中止されたが、現在使用中の電気機器類に貯蔵されているものがあり、廃棄に際し、回収の努力がなされている。（JCCCA）

トップランナー方式（とっぷらんなーほうしき）

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。（JCCCA）

ね

熱塩循環（ねつえんじゅんかん）

水分や塩分濃度の違いにより生じた海水の密度の違いにより駆動される海洋の大規模な循環のこと。（JCCCA）

燃料電池（ねんりょうでんち）

反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。（JCCCA）

は

排出量取引（はいしゅつりょうとりひき）

京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。（JCCCA）

バイオガス（ばいおがす）

有機質のごみや家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。通常はメタンガスであり、再生可能エネルギーの一つ。（JCCCA）

バイオマス（ばいおます）

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。（JCCCA）

ひ

ヒートアイランド現象（ひーとあいらんどげんしょう）

都市部には人口が集中しており、排熱源が多く、コンクリートやアスファルトを使った建物や道路が増える一方、緑が減ることなどによって、都市部の気温は周辺部より高くなっている。等温線を引くと、都心部を中心とした島のようになり熱の島のようであることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。（JCCCA）

ヒートポンプ（ひーとぽんぷ）

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。温度差エネルギーの活用方法の一つ。（JCCCA）

ま

マラリア（まらりあ）

マラリアはマラリア原虫と呼ばれる寄生虫による感染症。ハマダラカがマラリア患者を吸血すると、血液中のマラリア原虫が蚊の中で増殖し、この蚊が別の人を吸血する際にマラリア原虫が体内に入ることにより感染する。高熱や頭痛、吐き気などの症状を呈し、悪性の場合は意識障害や腎不全などを起こし死亡する。（説明文は、特定の資料によらず、各種情報に基づいた）

め

メタン（めたん）

京都議定書の対象ガスの一つ。工業プロセスのほか、水田や反芻動物の畜産からも発生する。（JCCCA）